

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金 300 万円、兄から上場株式 500 株の贈与を受けました。
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。贈与の日は令和 4 年 4 月 1 日以後であるところ、私は同年 1 月 1 日において 18 歳以上ですので、「一般税率」及び「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。
 (注) 「一般税率」及び「特例税率」については、51 ページを参照してください。

一般の贈与

神奈川 税務署長 令和 04 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

提出用 税務署 受付印 明治 1 昭和 3 平成 4 令和 5

住所 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ オサム

氏名 甲野 修

個人番号又は法人番号 〇〇〇〇××××××××

生年月日 3 4 5 0 5 2 4 職業 自営業

整理番号 名簿

補完

申告書提出年月日

財産細目コード

短期処理 訂正 修正枚数

確定開示 修正枚数

第一表 (令和 4 年分以降用)

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

取得した財産の種類 現金、預貯金等

取得した財産の場所 目黒区〇〇△丁目×番×号

取得した財産の取得日 令和 04 年 09 月 25 日

取得した財産の価額 3000000

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

取得した財産の明細

取得した財産の種類 現金、預貯金等

取得した財産の場所 目黒区〇〇△丁目×番×号

取得した財産の取得日

取得した財産の価額

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000

取得した財産の種類 有価証券 上場株式等

取得した財産の場所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

取得した財産の取得日 令和 04 年 04 月 15 日

取得した財産の価額 1500000

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

取得した財産の明細

取得した財産の種類 〇〇株式会社

取得した財産の場所 千代田区〇〇町×丁目×番×号

取得した財産の取得日

取得した財産の価額 500株 3,000

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 1500000

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、□ にし印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与者の配偶者控除の適用を受けます。)(最高 2,000 万円)

贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額

不動産番号 1 件目

2 件目

贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている 13 桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分 (③の控除後の課税価格)

暦年課税分の課税価格の合計額 ④ 4500000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 ⑥ 3400000

⑥に対する税額 ⑦ 416666

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 ⑩ 416666

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額) ⑫

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税務士法書面提出 30条 33条02

通信日付印

確認

課税価格の合計額 ⑬ 4500000

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 416600

農地等納税猶予税額 ⑮ 00

株式等納税猶予税額 ⑯ 00

特例株式等納税猶予税額 ⑰ 00

医療法人持分納税猶予税額 ⑱ 00

事業用資産納税猶予税額 ⑲ 00

申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 416600

差引税額の合計額(納付すべき税額) ㉑ 00

納税猶予税額の合計額 ㉒ 00

申告期限までに納付すべき税額 ㉓ 00

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑭-㉑) ㉔ 00

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (㉒-㉓) ㉕ 00

修正前の申告書で申告するべき税額

修正後の申告書で申告するべき税額

修正申告の増加額 (㉑-㉒)

修正申告の増加額 (㉓-㉔)

修正申告の増加額 (㉕-㉖)

税務署整理欄(記入しないでください) 義務的修正期限 年 月 日

(5 - 10 - 1 - 1 - A 4 統 -) (令 4 - 12)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」及び「一般贈与財産」（いずれも51ページ参照）の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、61ページの「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税（暦年課税）の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するもので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	4,500,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Dの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	3,400,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	G	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	273,333円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	I	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	143,333円
税額 (H+I) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	416,666円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額 (G及びH欄の計算)
 $F \times 40\% - C = 3,400,000 \times 40\% - 0 = 1,360,000$ (控除額) = G
 $G \times A / D = 1,360,000 \times 5,000,000 / 4,500,000 = 1,511,111$ (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 = H
- 一般贈与財産に対応する税額 (I及びJ欄の計算)
 $F \times 45\% - C = 3,400,000 \times 45\% - 0 = 1,530,000$ (控除額) = I
 $I \times (B - C) / D = 1,530,000 \times 10,000,000 / 4,500,000 = 3,400,000$ (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 = J
- 贈与税額の計算 (K欄の計算)
 $H + I = 1,511,111 + 3,400,000 = 4,911,111$

令和4年分用

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳^(注)以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

（注）「18歳」とするのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額 (A)3,000,000 円) と一般贈与財産の価額 (B)1,500,000 円) の合計額 (D)4,500,000 円) から基礎控除額 (E)1,100,000 円) を控除した課税価格 (F)3,400,000 円) に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額 (G)410,000 円・I)430,000 円) について、それぞれの財産の価額に対応する税額 (H)273,333 円・J)143,333 円) を計算し、その合計額 (K)416,666 円) を計算します。